

〔沿革〕 平成25年3月例規（警）第15号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、「長寿社会総合対策委員会の設置について」（昭和61年例規（防）第16号）及び「長寿社会総合対策要綱の制定について」（昭和61年例規（防）第20号）は、廃止する。

別添

高齢者の安全・安心総合対策要綱

#### 第1 目的

この要綱は、本県の人口に占める高齢者の割合が急速に増加し、高齢者をめぐる警察事象が一層複雑・多様化する傾向にある中、これらの事態に適切に対応するとともに、関係機関・団体、自治体及び事業者（以下「関係機関・団体等」という。）と連携し、官民一体となった総合的な対策を講じることにより、高齢者が安全で安心して生活できる社会環境づくりを促進することを目的とする。

#### 第2 用語の定義

高齢者とは、65歳以上の者をいう。

#### 第3 高齢者の安全・安心総合対策推進本部

##### 1 設置

高齢者の安全・安心総合対策（以下「総合対策」という。）を推進するため、県本部に本部長を長とする高齢者の安全・安心総合対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

##### 2 任務

推進本部は、高齢化社会における警察上の諸問題に対する総合的な対策を検討し、その推進を図ることを任務とする。

##### 3 構成

推進本部は、推進本部長、推進副本部長及び幕僚をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

推進本部長	本部長
推進副本部長	生活安全部長
幕僚	総務部長
	警務部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	市警察部長
	組織犯罪対策本部長
	関東管区警察局千葉県情報通信部長

##### 4 運営

(1) 推進本部長は、必要に応じて推進副本部長及び幕僚（以下「幕僚等」という。）を招集して推進本部会議を開催するものとし、その議事を主宰する。

(2) 推進本部長に事故があるときは、推進副本部長がその職務を代理する。

(3) 推進本部長は、必要があると認めるときは、幕僚等以外の者に対し、推進本部会議への出席を求めることができる。

(4) 前記(1)及び(2)に定めるもののほか、推進本部会議の運営に関して必要な事項は、推進本部長が定める。

## 5 高齢者の安全・安心総合対策統括官

推進本部長の命を受け、各部門の取組を集約し、推進本部の業務全般の調整を行うとともに、事務を掌理するため、高齢者の安全・安心総合対策統括官（以下「統括官」という。）を置き、生活安全部参事官をもって充てる。

## 6 幹事会

(1) 推進本部を補佐させるため、推進本部に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 統括官

幹事 総務部総務課長

総務部広報県民課長

総務部会計課長

警務部警務課長

生活安全部生活安全総務課長

生活安全部生活経済課長

地域部地域課長

刑事部刑事総務課長

刑事部捜査第二課長

刑事部捜査第三課長

刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策課長

交通部交通総務課長

交通部交通規制課長

交通部運転免許本部免許課長

警備部公安第一課長

警備部警備課長

市警察部総務課長

関東管区警察局千葉県情報通信部通信庶務課長

(3) 幹事会の運営は、前記4を準用する。この場合において、「推進本部長」とあるのは「幹事長」と、「幕僚等」とあるのは「幹事」と、「推進副本部長」とあるのは「幹事長の指名する者」と読み替えるものとする。

## 7 庶務

推進本部及び幹事会の庶務は、生活安全部生活安全総務課において行う。

## 第4 署高齢者の安全・安心総合対策推進室

1 署における総合対策を推進するため、署に署長を長とする署高齢者の安全・安心総合対策推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室の体制は、署長が定めるものとする。

3 推進室は、管内の関係機関・団体等と連携を図り、管内の実態に即した総合対策を推進するとともに、推進本部への報告及び同本部と連携した総合対策を推進するものとする。

## 第5 実態把握活動の推進

総合対策を効果的に推進するため、実態把握に際しては、高齢者の生活実態、高齢者に係る関係機関・団体等が推進する事業、施策等に着目し、各種警察活動を通じて推進するものとする。

## 第6 高齢者の安全・安心の確保

### 1 各種犯罪の防止活動の推進

(1) 高齢者の犯罪被害の未然防止を図るため、防犯広報、防犯診断、防犯指導等を積極的に推進するとともに、高齢者による犯罪の防止対策として、地域で孤立させない、犯罪の機会を与えない社会環境づくりを推進するものとする。

(2) 前(1)に資するため、関係機関・団体等の活動の活性化を図るとともに、新たな防犯団体等の育成に努めるものとする。

(3) 高齢者の犯罪被害を未然に防止するため、保護を要すると認められる高齢者に対しては、適正な保護に当たるとともに、高齢者に係る警察相談には、関係機関・団体等と連携を図り、適切に対応するものとする。

## 2 各種犯罪の取締り活動の推進

高齢者に係る犯罪被害の拡大及び再発防止を図るため、犯罪発生状況等を的確に分析し、高齢者が被害者となりやすい各種犯罪の取締り活動を積極的に推進するものとする。

## 3 総合的な交通事故防止対策の推進

(1) 高齢者の交通事故を防止するため、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育や交通安全指導を実施するなど、県民総ぐるみの交通事故防止対策を推進するものとする。

(2) 高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢者の運転特性や交通事故実態等の分析結果に基づく実技指導、高齢者講習等を推進するものとする。

(3) 高齢者の交通事故を防止するため、道路管理者等の関係機関・団体等と連携した交通安全施設の整備を始め、高齢者の安全に配慮した交通環境の整備を推進するものとする。

## 4 各種災害対策の推進

(1) 高齢者の防災に対する意識の高揚を図るため、関係機関・団体等と連携を図り、防災知識の普及に努めるものとする。

(2) 各種災害対策に資するため、各種警察活動を通じて、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する高齢者の把握に努めるものとする。

(3) 災害時には、関係機関・団体等と連携を図り、高齢者に対する的確な避難誘導、救出救護措置を講じるとともに、避難後の安全・安心な生活環境づくりを推進するものとする。

## 第7 高齢者の社会参加の促進等

高齢者の社会参加意識の高揚を図るため、各種警察活動を通じて、高齢者に対して、関係機関・団体等が主催する地域に密着したボランティア活動等への参加を促すとともに、関係機関・団体等に対しては、高齢者が参加しやすい環境の整備を働き掛けるものとする。

## 第8 広報啓発活動等の推進

1 総合対策を効果的に推進するため、関係機関・団体等と連携を図り、犯罪、交通事故、災害等に係る具体的な情報について、タイムリーな情報提供に努めるとともに、必要な防止対策等について、広報啓発活動を積極的に推進するものとする。

2 広報啓発活動に際しては、犯罪被害に遭った場合や不審者を発見した場合は早期に通報するよう指導するなど、県民に総合対策と捜査活動に対する理解と協力が得られるように配慮するものとする。